別表第七中「三等海士」を削る。

別表第九イの表数量の欄中「陸上自衛官」の下に「又は陸上自衛隊の自衛官候補生」を、「海上自衛官」の下に「又は海上自衛隊の自衛官候補生」を、「航空自衛官」の下に「又は航空自衛隊の自衛官候補生」を加え、同表備考一中「女子である陸上自衛官及び航空自衛官」を「陸上自衛官又は陸上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官又は陸上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生（これらの者のうち女子である者に限る。）」に改め、同表備考三中「（女子」を「及び海上自衛隊の自衛官候補生（これらの者のうち女子」に改め、同表備考四中「女子である陸上自衛官及び航空自衛官」を「陸上自衛官若しくは航空自衛官又は陸上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生（これらの者のうち女子である者に限る。）」に改め、同表備考五中「海曹長等」の下に「又は海上自衛隊の自衛官候補生」を加え、同表備考に次のように加える。

六　自衛官候補生に対しては、階級章を貸与しない。

別表第九ロの表数量の欄中「陸曹長等」の下に「又は陸上自衛隊の自衛官候補生」を、「海曹長等」の下に「又は海上自衛隊の自衛官候補生」を、「空曹長等」の下に「又は航空自衛隊の自衛官候補生」を加え、同表備考を次のように改める。

備考

一　海曹並びに女子である海士長以下の海上自衛官及び海上自衛隊の自衛官候補生に対しては、襟飾りを貸与しない。

二　海上自衛隊の自衛官候補生に対しては、階級章を貸与しない。

別表第十数量の欄中「陸曹長等」の下に「又は陸上自衛隊の自衛官候補生」を、「海曹長等」の下に「又は海上自衛隊の自衛官候補生」を、「空曹長等」の下に「又は航空自衛隊の自衛官候補生」を加える。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の六第七項、第十一条の三の六の四第二項及び第十二条の二第一項ただし書中「除く。）」の下に「、自衛官候補生」を加える。

（防衛省職員の災害補償に関する政令の一部改正）

第五条　防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「自衛官」の下に「自衛官候補生」を加え、「次条第二項第一号」を「次条第二項第二号」に、「次条第二項第二号」を「次条第二項第三号」に改める。

第五条第二項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　自衛官候補生にあつては、自衛官候補生手当、扶養手当及び防衛大臣が定める額の食事代

（防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部改正）

第六条　防衛省の職員の育児休業等に関する政令（平成四年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第三十六条第五項」を「第三十六条第八項」に改める。

第三条第一号中「第三十六条第四項」を「第三十六条第七項」に改め、同条第三号中「第三十六条第二項」を「第三十六条第五項」に改める。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令の一部改正）

第七条　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、陸将補」を「並びに陸将補」に改め、「並びに三等陸士、三等海士及び三等空士の欄」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法施行令別表第十の改正規定は公布の日から、第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第一ロの表、別表第一の二ロの表及び別表第七の改正規定、第七条の規定並びに次項の規定は同年十月一日から施行する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第五条の規定によりその階級及び俸給についてなお従前の例によることとされた三等陸士が二等陸士に昇任をした場合における号俸については、第三条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第一ロの表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

財務大臣　菅　**直人**
文部科学大臣　川端　達夫
防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年二月三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百三十五号」を「第百三十八号」に改め、同条に次の三号を加える。

百三十六　地域社会雇用創造事業交付金
百三十七　地域活性化・きめ細かな臨時交付金
百三十八　情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
総務大臣　原口　一博
財務大臣　菅　**直人**

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年二月三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第八号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

（被扶養者であった被保険者に対して課する保険料の算定の特例）

第十一条の二　当分の間、第十八条第五項の規定の適用については、同項第一号中「について、法第五十二条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する」とあるのは、「に対して賦課する」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年二月三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第九号

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十二年九月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
外務大臣　岡田　克也
防衛大臣　北澤　俊美